平成３０年（フ）第２５０号
広島県東広島市西条町御薗宇6453番地２　サンライズ御薗宇Ａ201
債務者　鶴田　貴史
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８２号
広島市佐伯区五日市町大字昭和台34番地７
ウイング昭和台101
債務者　岡林　美和
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８３号
広島市佐伯区五日市町大字昭和台34番地７
ウイング昭和台101
債務者　岡林　祐子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１２号
広島市安佐南区川内１丁目13番32―503号
債務者　田平　禮子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
広島県三次市南畑敷町144番地８
債務者　福本明日香
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第１１４号
高知市南はりまや町２丁目３番５号　センターハウスはりまや403
債務者　南　亜理佐
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４０５号
福岡市南区和田３丁目27番46―301号
債務者　坂上　朋子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５００号
福岡市博多区博多駅前４丁目31番11号
債務者　大野　洋一
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５２２号
福岡市博多区美野島３丁目12番14―206号
債務者　赤坂　史子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５５１号
福岡県太宰府市水城３丁目23番１号　水城ハイツ101号
債務者　野口　初美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７７号
福岡市早良区原５丁目15番15―106号
債務者　早田　美紀
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５８２号
福岡市早良区星の原団地29番403号
債務者　石井　　薫（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５９５号
福岡市東区多の津５丁目28番１―304号
債務者　平島沙耶香（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５９８号
福岡市東区原田１丁目１番21―801号
債務者　常盤　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６００号
福岡市東区八田３丁目29番７号
債務者　岡野　孝子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６０２号
福岡市南区大橋３丁目21番３―503号
債務者　藤本　正洋
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６１０号
福岡県朝倉郡筑前町高上949番地２
債務者　飯田　和代
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６１７号
福岡市南区塩原１丁目14番29―202号
債務者　神野　義久
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部